

令和2年度 横浜市立鶴見小学校 P T A年度末総会 議案書

審議日：令和3年2月19日（金）書面審議

<総会次第>

議事

1. 令和2年度 P T A 活動報告（P1～P7）
2. 第1号議案：P T A 規約改定について（P8～P19）
3. 第2号議案：令和3年度 役員・会計監査 選出について（事前配付資料）

令和2年度 P T A 役員会 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	活動内容	市P連・区P連活動内容
4	P T A 規約・活動説明・アンケート配布 第1回 役員会・実行委員会 開催 (Zoom)	
5	P T A 総会資料作成・学校ホームページ掲載 P T A 総会開催 (書面審議)	
6	アンケート配布回収 第2回 役員会・実行委員会 開催	
7		
8		
9	第3回 役員会・実行委員会 開催	
10	P T A 臨時総会開催 (書面審議) 運動会(手伝い) 鶴見小学校 90 周年行事実行委員会	
11	第4回 役員会・実行委員会 開催	区P連役員交流会
12	第5回 役員会・実行委員会 開催	
1	第6回 役員会・実行委員会 開催 (兼 Zoom) 新旧役員顔合わせ	
2	P T A 総会開催 (書面審議) ※資料作成・配布 鶴見小学校 90 周年行事実行委員会	
3	学校・家庭・地域連携事業実行委員会 鶴見中学校卒業式 出席 卒業式 (来賓受付・接待・出席) 離任式 (花束贈呈出席) 新旧役員引継ぎ 新年度 P T A 規約 ※資料作成・印刷	

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 役員推薦委員会 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	日	活動内容
4	29	第1回 実行委員会 出席 【活動計画案の発表】
5		
6	23	第2回 実行委員会 出席
	24	地区把握のためのアンケート配布【一年生と転入生家庭に配布】
7		
8		
9	7	第1回役員推薦委員会 【各地区委員へ地区詳細データ配布・名簿履歴更新依頼】 【各地区データの確認・地区配布アンケートについて】
	18	第3回 実行委員会 出席【実行委員出席者向けアンケート配布・回収】
10	27	次期 PTA 会長の立候補・推薦の公募【全家庭に配布】
11	17	第4回 実行委員会 出席
12	15	第5回 実行委員会 出席
1	19	第6回 実行委員会 出席 新旧 PTA 役員顔合わせ・引き継ぎ立ち合い
2	19	PTA 総会出席【活動報告・議案書にて次期 PTA 役員の公示】 各委員【新旧引き継ぎ・委員長、副委員長選出】
3		実行委員会 出席予定 新旧役員推薦委員会委員長・副委員長引き継ぎ

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 校外委員会 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	日	活動内容	担当
5			
6		見守り隊の活動開始（毎月メール配信）	上町・中町
7	7	第1回 校外委員会	
		子ども便の配布活動開始（毎月1回程度）	
8			
9		スクールゾーン対策協議会要望書提出	上自
10	17	運動会のサポート活動説明会（ZOOM）	希望者
	24	運動会 サポート活動	希望者
11	10	第2回 校外委員会	
		こども安全・安心の日	
		安全マップ 更新準備作業開始	市場下町
		黄色い旗購入準備	下二・三
12			
1		「子ども110番の家」お礼と更新のお願い	東町
2		安全マップ 更新	市場下町
		校外委員だより発行	中町
	19	PTA 総会 出席 校外委員会引継ぎ	

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 校内委員会【成人・交流】 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	活動内容
4	新旧正副引継ぎ 登校見守り係引継ぎ 第1回 実行委員会 出席
5	
6	第2回 実行委員会 出席
7	
9	
10	運動会ボランティア
11	第4回 実行委員会 出席 登校見守り活動
12	第5回 実行委員会 出席 カーテッククリーニングボランティア 登校見守り活動
1	第6回 実行委員会 出席 登校見守り活動
2	登校見守り活動 校内委員 新正副決め
3	給食白衣点検・補修等 園芸ボランティア 登校見守り活動(4月まで)

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 校内委員会【保健・美化】 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	日	活動内容
4	29	第1回 実行委員会 出席
6	16	保健・美化グループ委員長・副委員長新旧引継ぎ
	23	第2回実行委員会 出席
7	7	園芸係・新旧引継ぎ
	15	清掃係・新旧引継ぎ カーテン係・新旧引継ぎ 給食係・新旧引継ぎ
8	24	園芸係・土づくり
9	16	園芸係・花壇整備・苗植え
10	21	園芸係・花壇整備・裏庭草取り、落ち葉掃き
	24	運動会の係活動
11	7	カーテン係・打ち合わせ
	17	園芸係・落ち葉掃き 第4回実行委員会 出席
	18	カーテン係・配布用宛名作成・紙袋の準備
12	15	第5回実行委員会 出席
1	19	第6回実行委員会 出席
2	19	PTA 総会・新校内正副委員長決め
3	25	白衣点検・補修

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 校内委員会【学年・支援】 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	活動内容
4	第1回 実行委員会 出席
5	
6	学年・支援グループ 新旧正副委員 引継ぎ 第2回 実行委員会 出席
7	運動会係 新旧引継ぎ 親子スケート係 新旧引継ぎ
8	
9	第3回 実行委員会 出席
10	運動会ボランティア
11	第5回 実行委員会 出席
12	第6回 実行委員会 出席 カーテンクリーニングボランティア
1	第7回 実行委員会 出席
2	校内委員 新正副委員決め
3	給食白衣点検・補修等

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

令和2年度 広報委員会 年間活動報告書

令和3年1月作成

月	行事(※)	広報誌	作業	会議
4	入学式・着任式 1年生を迎える会	156号作成開始	写真撮影・取材	新旧引き継ぎ 広報委員会定例会
5			原稿入稿・校正 原稿依頼・編集 校正・最終チェック・印刷	PTA総会
6		156号発行	156号配布(家庭数)	広報委員会定例会
7				
8	<夏休み>			
9	防災学習の日 三浦宿泊体験(5年) ふれあい給食	157号作成開始	原稿入稿	広報委員会定例会
10	運動会		運動会写真撮影・取材 校正・訂正	
11	防犯・サイバー教室			
12	上郷宿泊体験(4年)	157号発行	校正・最終チェック 印刷 157号配布(家庭数)	
1		158号作成開始	写真撮影・取材 原稿入稿	
2	上郷宿泊体験(5年) 日光就学旅行(6年)		写真撮影・取材 校正・訂正 入稿・最終チェック	PTA総会
3	6年生を送る会 卒業証書授与式	158号発行	印刷 158号配布(家庭数)	広報委員会定例会 新旧引き継ぎ

※ 年間行事の一部を抜粋しています。

※ 2月以降の活動は新型コロナウイルス感染症対策のため、変更になる場合があります。

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">横浜市立鶴見小学校 P T A 規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この会は、横浜市立鶴見小学校 P T A（以下、この会）とする。</p> <p>第 2 条 この会の事務所は、横浜市立鶴見小学校（以下、小学校）に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目 的</p> <p>第 3 条 この会は、児童の権利を保護し、児童の健やかな成長を図り、学校教育の目標達成のために保護者と学校が協力しながら、地域とともに小学校を発展させるために以下の項目を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の福祉を増進する。 2. 児童の教育環境を整備する。 3. 保護者と学校は、互いに研修し、協力して向上に努める。 4. 会員の教養の向上と親睦をはかる。 <p style="text-align: center;">第 3 章 方 針</p> <p>第 4 条 この会は、次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び、機関と協力する。 2. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けない。 3. いかなる政党・宗教・営利企業も支持しない。 4. 学校の管理や人事に干渉しない。 5. この会は任意団体とする。 	<p style="text-align: center;">横浜市立鶴見小学校 P . T . A 規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 本会は、横浜市立鶴見小学校（保護者と先生の会） P . T . A と称する。</p> <p>第 2 条 本会の事務所を横浜市立鶴見小学校に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目 的</p> <p>第 3 条 本会は、鶴見小学校の教育目標を達成するため、学校と家庭と社会とが協力して、教育の成果を上げるため次の諸項を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の福祉を増進する。 2. 児童の教育環境を整備する。 3. 民主教育に対する理解を深める。 4. 義務教育公費負担の実現に努力する。 5. 保護者と先生は、互いに研修し、協力して向上に努める。 <p style="text-align: center;">第 3 章 方 針</p> <p>第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び、機関と協力する。 2. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けない。 3. いかなる政党・宗教・営利企業も支持しない。 4. 学校の管理や人事に干渉しない。 	<p>■規約の名称を正しく変更</p> <p>■規約名称にあわせて改変</p> <p>■以下、この会と称する</p> <p>□目的について児童を主体とする文言に変更</p> <p>▲3・4を削除</p> <p>■この会の方針について変更。</p> <p>▲教育を本旨とする・・・を削除</p> <p>□任意団体であることを追加</p>

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

第4章 会 員	第4章 会 員	
<p>第5条 この会の会員は次の通りで、会員はすべて平等の権利と義務を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鶴見小学校に在学する児童の保護者、またはそれに代わる者。 2. 鶴見小学校に勤務する職員。 3. この会への入会は保護者・職員ともに任意である。 	<p>第5条 本会の会員は次の通りで、会員はすべて平等の権利と義務を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鶴見小学校に在学する児童の保護者、またはそれに代わる者。 2. 鶴見小学校に勤務する教職員。 3. 特別会員として、本会の主旨に賛同する賛助会員。 	<p>▲特別会員を削除 □任意加入であることを明示</p>
第5章 役 員 会	第5章 役 員	□役員会へ改正
<p>第6条 この会の役員は次の通りで、任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長1名（保護者） 2. 副会長（保護者） 3. 書記（保護者、教職員1名） 4. 会計（保護者、教職員1名） 	<p>第6条 本会の役員は次の通りで、任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長1名（保護者） 2. 副会長（保護者） 3. 書記（保護者、教職員1名） 4. 会計（保護者、教職員1名） 	
<p>第7条 役員の仕事は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長はこの会を代表する。また、総会・役員会・実行委員会等の各種会議について招集をする。 2. 副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその代理を務める。 3. 書記は各種会合の通知、及び、記録をする。なお、記録については、電子媒体での記録も可とする。 4. 会計はこの会の金銭の収入、支出を記録し、総会において決算報告をする。 5. 役員会は必要に応じて会長が招集し、総会及び実行委員会に提案する事項のほか、会に関する全般について協議する。 6. 役員に欠員が生じた時は、実行委員会において協議し、補充する場合は臨時総会において決議を行う。なお、任期は前任者の残任期間とする。 	<p>第7条 役員の仕事は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次の手順によって役員推薦委員会を組織する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)各地区毎に、会員の中から1名から2名選出する。 (2)教職員の中から互選により2名選出する。 (3)実行委員会の中から互選により1名選出する。 2. 役員推薦委員会は、PTA会長候補を推薦する。 3. 役員推薦委員会は各地区毎に役員候補をあげ、会員に公示する。但し、第7条2項によりPTA会長候補が推薦できていない場合、家庭数の多い地区から更にあげ、会員に公示し、各地区役員候補の中からPTA会長候補を推薦する。但し、役員推薦委員は役員候補者になることはできない。 4. 役員候補の推薦は、予め本人の承認を得ておかなければな 	<p>条の順番変更 ★役員 →任務 →選出 □書記に電子媒体を追記 ■会務から文言を変更 ■欠員が出た場合の表現について整</p>

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

<p>第 8 条 役員の選出については別途「鶴見小学校 PTA 役員等選出内規」に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 委員会</p> <p>第 9 条 この会は、次の委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実行委員会 2. 各種委員会 	<p>らない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 選挙管理委員会は、選挙が必要になった時に実行委員会より 5 名選出し、選挙管理委員会を発足する。 6. 会員は、会員 10 名以上の同意を得て役員候補の推薦、または立候補することができる。 7. 選挙管理委員会は、役員選挙のある場合、役員候補者名を役員選挙のある 1 週間前までに公示しなければならない。 8. 役員選挙は、年度末の定期総会において行う。 9. 役員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 10. 役員の推薦、選出にて 1 児童 1 回 PTA 役員（会長・副会長・書記・会計）の経験者を除く。（すでに卒業されている児童についての役員経験者は除きます）。また、再任は妨げない。 <p>第 8 条 役員の任務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は会務を整理し、本会を代表する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。 3. 書記は各種会合の通知、及び、記録をする。 4. 会計は本会の金銭の収入、支出を記録し、総会において決算報告をする。 5. 役員会は必要に応じて会長が招集し、総会及び実行委員会に提案する事項のほか、会務全般について協議する。 6. 会長以外の役員に欠員が生じた時は、実行委員会において協議し、必要に応じてこれを補充する。 <p>任期は前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 委員会</p> <p>第 9 条 本会は、次の委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実行委員会 2. 各種委員会 	<p>理</p> <p>▲役員の推薦の項目はすべて内規へよって、規約からは削除</p>
--	---	---

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

<p>3. 役員等推薦委員会 4. 選挙管理委員会 5. 会計監査委員会 6. 特別委員会</p> <p>第 10 条 実行委員会は、役員、及び各委員会の正・副委員長によって構成する。</p>	<p>3. 役員推薦委員会 4. 選挙管理委員会 5. 会計監査委員会 6. 特別委員会</p> <p>第 10 条 実行委員会は、役員、及び各委員会の正・副委員長によって構成する。</p>	<p>■役員等推薦委員会へ名称を変更</p>
<p>第 11 条 実行委員会の任務は次の通りとする。</p> <p>1. 総会に提出する議案の審議をする。</p> <p>2. 各種委員会・役員等推薦委員会・会計監査委員会・選挙管理委員会・特別委員会によって立案された活動計画を審議する。</p> <p>3. 緊急事項及び総会により委任された事項を処理する。</p> <p>4. 実行委員会は、適宜開催する。</p>	<p>第 11 条 実行委員会は、次の役割を果たす者とする。</p> <p>1. 総会に提出する議案の審議をする。</p> <p>2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。</p> <p>3. 緊急事項及び総会により委任された事項を処理する。</p> <p>4. 実行委員会は、原則として、毎月 1 回開くものとする。</p>	<p>□実行委員会の任務を明記</p>
<p>第 12 条 各種委員会・役員等推薦委員会・会計監査委員会・選挙管理委員会・特別委員会の種類と任務は次の通りとする。</p> <p>1. 校内委員会 児童が学校生活を快適に過ごすための各種活動を行うことを目的とする。</p> <p>2. 広報委員会 この会に関する広報誌の発行などを行い、会員間の情報の共有を目的とする。</p> <p>3. 校外委員会 学校外における家庭・地域などと協力をし、安全安心な鶴見小学校づくりのサポートを目的とする。</p> <p>4. 役員等推薦委員会 役員等の推薦・選出についてその運営を行うことを目的とする。</p> <p>5. 会計監査委員会 この会における経理を監督することを目的とする。</p>	<p>第 12 条 各種委員会は、会員の中から選出して構成する。選出人数は次の通りとする。</p> <p>1. 校内委員会 各学年から学級数の 2 倍に相当する人数を選出する。</p> <p>2. 広報委員会 各学級から 1 名を選出する。</p> <p>3. 校外委員会 各地区の会員より 2 名以上（20 家庭前後の場合、他地区との合併を検討し世帯数の比率を考慮する）を選出する。</p>	<p>□各種委員会の種類と任務を明記</p>

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

<p>6. 選挙管理委員会 役員選挙等が公平に行われることを目的とする。</p> <p>7. 特別委員会 この会の活動について必要に応じて委員会を開催する。</p> <p>第 13 条 各種委員の選出については、別途「鶴見小学校 PTA 役員等選出内規」に定める。</p> <p>第 14 条 特別委員会は、必要に応じて、実行委員会の承認を得て、会長は、正・副委員長を互選する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会 議</p> <p>第 15 条 この会に関する会議は次の通りとする。また、すべての会議は必</p>	<p>第 13 条 各種委員会の種類と任務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校内委員会 学級担任と協力して、学年・学級 P T の企画・運営、学級経営への助力、児童の生活への関心を深める活動に当たる。児童の教育活動に必要な教材・教具の充実を図る一助としてベルマーク収集などの活動に当たる。会員相互の研修を深め、親睦を図るための企画・運営に当たる。児童の保健・衛生・安全、及び学校給食に関する理解を深め、その向上を図るための活動に当たる。 2. 広報委員会 会員相互の意見・情報交換を図るための企画・運営に当たる。 3. 校外委員会 児童の校外における生活実態の把握とその補導に当たり、家庭と学校との関係を緊密にする活動に当たる。 <p>第 14 条 会計監査は委員 2 名より構成し、本会の経理を監査する。委員の選出は第 7 条を準用する。各地区より交互に選出する。学区外より 1 名固定。他地区 1 名は担当制により交互に選出する。</p> <p>第 15 条 特別委員会は、必要に応じて、実行委員会の承認を得て、会長は、正・副委員長を互選する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会 議</p> <p>第 16 条 本会に関する会議は次の通りとする。</p>	<p>□詳細は内規にて定める</p> <p>▲14 条は内規に定める</p>
--	--	---

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

<p>要に応じてオンラインでの開催や書面での開催を可とする。</p> <p>1. 総会 2. 役員会 3. 第9条の委員会の会合</p>	<p>1. 総会 2. 役員会 3. 第9条の委員会の会合</p>	<p><input type="checkbox"/> オンラインでの開催を可能とする定義を導入</p>
<p>第16条 この会の最高議決機関である総会は次のように開くものとする。</p> <p>1. 年度始め（4～5月開催）総会 前年度決算報告・新年度計画・予算審議・その他</p> <p>2. 年度末（2～3月開催）総会 活動報告・翌年度役員を選出・その他</p>	<p>第17条 総会は毎年次のように開くものとする。</p> <p>1. 年度始め（4～5月開催） 前年度会務及び決算報告・新年度計画・予算審議・その他</p> <p>2. 年度末（2～3月開催） 翌年度役員・会計監査委員の選出・その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 総会の定義を導入</p>
<p>第17条 前条の定期総会のほかに、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を会長が招集する。但し、実行委員会で協議の上、書面をもって臨時総会に代えることもできる。</p>	<p>第18条 前条の定期総会のほかに、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を会長が招集する。但し、役員・実行委員会で協議の上、紙面をもって臨時総会に代えることもできる。</p>	
<p>第18条 総会は出席・委任状・オンライン（以下、参加者）での参加も含めて、全会員の2分の1以上で成立する。決議は、参加者の過半数の同意を必要とする。</p>	<p>第19条 総会の定員数は委任状を含めて、全会員の2分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 総会による議決権行使について明記</p>
<p>第19条 会議はすべて会長又は委員長が招集する。原則として一週間前までに通知するものとする。</p>	<p>第20条 会議はすべて会長又は委員長が招集する。原則として一週間前に通知するものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1週間前までにと変更</p>
<p>第20条 校長・副校長は、学校管理並びに教育上の立場から各種会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p>	<p>第21条 校長・副校長は、学校管理並びに教育上の立場から各種会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p>	
<p>第21条 この会の経費は会費及び雑収入をもって充てる。</p>	<p>第22条 本会の経費は会費及び雑収入をもって充てる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 会費等は内規</p>

主に追加項目 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

<p>詳細は別途「鶴見小学校 PTA 会計内規」に定めることとする。</p> <p>第 22 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 個人情報の取り扱い</p> <p>第 23 条 この会が PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「鶴見小学校 PTA 個人情報取扱内規」に定め、適正に運用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 改正</p> <p>第 24 条 この会の会則は、総会において参加者の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 付 則</p> <p>第 25 条 本規約の改廃は総会とし、その他の内規は実行委員会で改廃をし、各会員へ通知する。</p> <p>この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。</p>	<p>1. 会費は 1 人当たり月額 400 円とする。</p> <p>2. 雑収入や寄付金等がある場合は、収入に充当をする。</p> <p>第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 個人情報の取り扱い</p> <p>第 24 条 本会が PT 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 改正</p> <p>第 25 条 本会の会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 付 則</p> <p>第 26 条 会長は、実行委員会の決議を経て、本会運営上細則を定めることができる。</p> <p>第 27 条 この会則は、昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 28 条 この会則は、一部改正（第 6 条 2 項）し、平成 2 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 29 条 この会則は、一部改正（第 22 条）し、平成 3 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 30 条 この会則は、一部改正（第 6 章 12 条、13 条）し、平成 5 年 4</p>	<p>に定める</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報も内規に定める</p> <p><input type="checkbox"/> 総会における参加者と変更</p> <p><input type="checkbox"/> 内規を実行委員会で改廃できることとする</p>
---	--	--

主に追加項目 変更 削除項目または内規へ移管 項目順番の変更

鶴見小学校 PTA 規約 改定について

	<p>月 1 日より実施する。</p> <p>第 31 条 この会則は、一部改正（第 5 章 8 条 6 項）し、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 32 条 この会則は、一部改正（第 7 章 17 条、18 条）し、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 33 条 この会則は、一部改正（第 1 章 1 条、第 5 章 6 条、第 7 章 7 条、第 9 条 12 条、13 条、17 条）し、平成 18 年 1 月 10 日より実施する。</p> <p>第 34 条 この会則は、一部改正（第 5 章 7 条）し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 35 条 この会則は、一部改正（第 5 章 7 条）し、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 36 条 この会則は、一部改正（第 6 章 12 条）し、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 37 条 この会則は、一部改正（第 9 章 24 条）し、平成 29 年 10 月 10 日より実施する。</p> <p>第 38 条 この会則は、一部改正（第 6 章 12 条）し、令和元年 10 月 1 日より実施する。</p> <p>第 39 条 この会則は、一部改正（第 5 章 10 条、第 6 章 14 条、第 8 章 22 条）し、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>第 40 条 この会則は、一部改正し（第 5 章 7 条 10 項）し、令和 2 年 10 月 15 日より実施する。</p>	
--	---	--

□ 主に追加項目 ■ 変更 ▲ 削除項目または内規へ移管 ★ 項目順番の変更

【鶴見小学校 PTA 会計内規】

第1条 会費

月額 400 円とする。

第2条 その他収入

雑収入や寄付金等がある場合は、収入に充当する。

第3条 会計年度

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第4条 転出入の取り扱い

転入出の場合、会費は、転入した日の属する月から徴収し、転出した日の属する月まで徴収する。

第5条 実費徴収の原則

児童については保護者の入会の有無にかかわらず平等に取り扱うため、必要な実費 1 円未満を切り捨てにし、前期後期毎にまとめて実費徴収する。

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

【鶴見小学校PTA 個人情報取扱内規】

(目的)

第1条 横浜市立鶴見小学校PTA（以下、「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 この会における個人情報データベースの管理者は、PTA副会長とする。

(取扱者)

第4条 この会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、各委員会の委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 この会は、個人情報を収集するときは、その個人情報の利用目的を決め本人に明示し、あらかじめ本人の書面による同意を得る。要配慮個人情報については収集しない。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA 活動に必要な名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料等の送付
- (4) 役員等選出
- (5) PTA 活動の諸連絡

(利用目的による制限)

第8条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(取扱)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。紙の状態のものは、PTA 会議室内のキャビネット等で適切な保管を行う。
また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあがる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 この会は、PTA役員・各委員会の委員に対して、年度初めの実行委員会等で、個人データの取扱いに関する留意事項について、確認をする機会を設ける。

(苦情の処理)

第17条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この会の「鶴見小学校PTA個人情報内規」は、実行委員会において改正する。

本内規は、令和3年4月1日より実施する。

【鶴見小学校 PTA 慶弔内規】

第1条 慶事

職員在職中の慶事に対し、次の基準で記念品を贈り、祝意を表す。

結婚 3,000 円

出産 3,000 円

第2条 弔事

会員並びに児童の弔辞に対し、次の基準で香典を贈り、弔意を表す。

児童 10,000 円

会員（父母） 10,000 円

実行委員会・会計監査及び同居の父母・子女 5,000 円

第3条 見舞い

次の者が、病気またはケガで3日以上入院した場合、次の基準で見舞う。

児童 3,000 円

役員・実行委員・会計監査 3,000 円

職員 3,000 円

第4条 その他

必要に応じ、実行委員会の協議を経て、慶弔の意を表す。

第5条 付 則

各種の受賞関係は、この内規に関係しない。

この内規は、令和3年4月1日より実施する。